資料３

要検討事項について

１．選定助言委員について

【前回の分科会における意見概要】

様々な事情で補欠が出る可能性があることも考えると、先送りしないで、設立時総会の時点で選定助言委員会が立ち上がっていて、補欠が生じた場合も、すぐに対応できた方がいいのではないか。

【ご検討いただきたい事項】

現体制において選定助言委員候補者案を作成することを前提に、具体的な選考方法についてご検討いただきたい。

① 候補者案（ロングリスト）の作成方法

・分科会委員がそれぞれ推薦することするか。その場合、それぞれいつまでに何人の推薦を求めるか。

・専門分野別や産業界出身の委員の数等、委員の構成を事前に決定しておくか。

②最終的な候補者案決定の手続

・分科会において案を作成し、法人化準備委員会の議を経て、現体制の総会において承認の上、設立時総会において選任いただくこととするか。

（参考）日本学術会議法第二十六条

３　選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。

２．外国籍会員について

【外国籍会員に係るこれまでの議論概要】

① 候補者選考委員会

（第一回委員会における意見概要）

・特殊法人になると国籍の制約がなくなる。外国籍の方については、日本に在住して研究活動されている方も、外国に在住する研究者の方もいるため、考え方の整理をしておく必要がある。

・大学の教員や研究所の中に日本国籍ではない方は結構いらっしゃるので、きちんと整理した上で募集をかけないといけない。日本学術会議の会員の中で議論をまとめていただきたい。どうしてもまとまらなかったら、今回いきなり開放はできないと思うが、非常に大事なポイント。

（第二回委員会における光石会長ご発言概要）

・日本学術会議の法人化により、法的に会員の国籍の制約がなくなったことを踏まえて、新たに外国籍の会員を置き、幅広い視点、グローバルな視点からご知見をいただくことは、日本学術会議にとって高い意義を有するものと考えている。

・一方で、本件はナショナルアカデミーたる日本学術会議の在り方の根幹に関わる事項であり、外国籍の会員を置くかどうか、置く場合の要件や会員としての権限などについては、日本学術会議において十分に時間をかけて議論し、判断することが必要。

・しかしながら、仮に今回の選考において外国籍の会員を置くこととした場合には、法人化後の検討において見直しが必要と判断されたとしても、当該外国籍会員の任期中は原則として変更ができず、現体制での判断が法人化後の日本学術会議の基本的な仕組みを縛ることになる。このため、外国籍の会員については、法人化後の新しい体制において最終的に判断することが適当であると考える。

・よって、本委員会における 2026 年 10 月からの会員予定者候補者の選考については、従来通り、外国籍の方は会員とならないことを前提に選考をお願いしたい。

・本件については、現体制において議論を行うとともに、法人化後の日本学術会議における重要検討事項として次期体制に引き継ぐこととする。

② 会員意見交換会（1 月 10 日）における意見概要

・外国人の登用についてはこれからの時代、認めざるを得ないのでは。移行期間としてアドバイザリーなどの別枠を設け、安全保障上の課題がある方については選考

時に個別に検討などでも良いのでは。いきなり会員というよりは、例えば連携会員（特別枠）から認めるなど。

・外国籍の方で日本の大学や研究機関で活躍している人については、連携会員については日本国籍に限らず選考できるとする方が良い。

・人物および人数を十分に精査のうえ、できれば法人化と同時に、外国籍の方を会員に選考することが望ましい。日本学術会議の刷新性をアピールできるメリットがある。

・外国籍の方も会員候補に入れるべき。

・次々期に向けた検討が必要である。例えば、連携会員の特別枠などで採用してステップアップしていくことを考えると、次期の連携会員で入ってもらう必要がある。

・研究安全保障の観点から慎重な制度設計が必要。いきなり正会員とするのではなく、アドバイザリーや特別枠など、段階的な導入が現実的である。また、旅費支援等がなく実効的な参加が難しい現状についても改善の必要性がある。

・特任連携会員なら外国人を入れやすいなら、積極的に入れることを推薦するというメッセージを幹事会から出していくのはどうか。

・目的条項に関する議論、社会に貢献する、産業に貢献するといった目標が大きく出ているように感じるが、本来は学術の発展に貢献すべき、その目的においては、外国人がいても問題ないはず（安全保障問題は関係ない）。

・法人化して外国人も会員になれるようにすべきというのが法人化の論調の一つであったが、いきなり経済安全保障などが出てきて、方針を変えるというのは違和感がある。今どこの大学にも外国人の教員が働いており、日本のアカデミアの一員として、たまたま外国籍である人が学術会議に参加できないというのはおかしいことではないか。国益に関わるようなことを検討する際にどうするのかは、会員選考の際に、日本のアカデミアを代表するのにふさわしい人かどうかということを慎重に考えれば良いわけで、国籍で排除するべきではない。

③ 前回の分科会における意見概要

・永住権のある人、本当に日本に根ざしている方は会員になれるようにするべきではないか。

・法人化するときに、今の政府機関では、外国人を会員にできないのが問題だということを法人化の理由にされてしまったところがあるのに、今更外国籍を含めないというのは変ではないか。日本のアカデミアにおいて活動されている方であれば会員としてよいのではないか。日本語能力等は選考の際に考慮すればよいのではないか。

・全く国籍を関係なくてして、全部同じ議決権を持った場合、下心ある方が一定の数を占めた場合に何が起こるかを考えると、どうか。日本の税金で支えているからには、日本に資するつもりがあるという文書を出してもらうなど、何かしらあったほうがいいのではないか。

・日本に根ざして日本の学術を良くしようと思う方は入るのがいいが、そうでない人もいる。日本の中の学術をちゃんと良くするということを真剣に考えてくれる人を選ぶような、何らかのことは必要ではないか。

・外国籍の方は帰属が別のところにあるので、どういう目的でどういう風な活動をしてもらうために入ってもらうのかっていうことと、組織的な制約がないのかというところは気になる。

【ご検討いただきたい事項】

① 2029 年 10 月からの会員の選考における外国籍の方の取扱いについて、どのように次期に申し送りをするか。

・現体制として、外国籍の会員を認める方向で申し送るか。次期における検討に委ねるか。

・「会員」に含めるとした場合、その要件はどうするか（日本滞在歴、活動歴、日本語能力等）。あるいは日本国籍の会員と同じとするか。また、外国籍会員の人数枠を設けるか。

・外国国籍会員と日本国籍会員との間で選考基準や活動等について差異や制約を設けるか。

② 第 27 期における外国籍の方の参画について、どのように次期に申し送りをするか。

・現体制として、何らかの形で外国籍の方の参画を認める方向で申し送るか。次期における検討に委ねるか。

（例）① 連携会員に外国籍の方を選考することを可能とする。

② 連携会員（特任）に外国籍の方を選考することを可能とする。

③ 「日本学術会議外国人アドバイザー」制度を活用する。

④ 新たなカテゴリとして「外国籍会員」等を設ける。（選考方法、業務等は要検討）

３．2029 年 10 月からの会員選考について

候補者選考委員会の作成した 2026 年 10 月からの選考方針を踏まえ、2029 年 10 月からの会員選考に係る選考方針に盛り込むべき事項は何か。

（１） 選考に当たって考慮すべき観点

【選考方針における記載】

・優れた研究又は業績がある科学者と認められる者であることに加え、以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

・分野別の３つの選考チーム（セクション１～３）に加え、新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者や、国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動を主軸とする実績のある科学者の研究又は業績に関する審査を行う選考チーム（セクション４）を設置し、業績審査を行う。

【前回分科会における意見概要】

・会員になった時に、どのくらい会員として貢献できるのかは、どの程度配慮する必要があるのか。

・総会に出席できるぐらいのエフォートは、ミニマムに必要ではないか。

・広く社会のことを科学的に考えることは要件になるのではないか。

・第 26 期の会員候補者選考方針を土台にして、何か付け加えたり変更したりするべき点があるのかということを議論した方が近道なのではないか。

・国際的な経験は、強調してもいいのではないか。

・経験ももちろん重要だが、能力とか関心を重視するような書き方にした方がよい。

・内向きでも、研究分野の発展のために貢献した人もいるといいのではないか。

・国際的な場で何かしたことがあるというのは大事。また、外部資金の獲得を考えなければいけないことにはなっており、資金の調達について知見をお持ちの方は大事。

（２） ダイバーシティ

① 年齢

【選考方針における記載】

次世代への継承を考慮し、若い世代の科学者からの積極的な選考に努める。

【前回分科会における意見概要】

・年齢は多数決で排除されない程度に、全世代がいるようにした方がいい。

・ある程度若い会員がいても、なかなか重要な役職を任せられるケースが少ないと思う。重要な決定はどちらかというとシニア中心にやるという感じになっているので、もうちょっと役職の年齢世代バランスを考えないといけない。せっかく若くて優秀な人で、本当は研究にもっと時間を使うべき人を会員にしてもなかなか活躍してもらえないという状況になってしまわないか。

② ジェンダーバランス

【選考方針における記載】

男女いずれの性別の会員も 40%～60%を実現することを目指し、ジェンダーバランスに配慮する（法附則第 11 条に基づく承継会員のうち、女性会員の割合は 35.2%（2023.10 発令時））。

【前回分科会における意見概要】

・ジェンダーバランスは一律にしないで欲しい。女性が非常に少ない分野もあるので、柔軟性のあるようにするのが大切。

③ 地域分布

【選考方針における記載】

地区会議等の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内でも過度の偏在が生じないよう留意する。

【前回分科会における意見概要】

・やはり各地区に人数、位置を守るようにしていただきたいと思うが、一方で、各分野の事情を見ると、本当は地域バランスではなくて選んで欲しかったといった声も聞く。悩ましい。

・この地域は本当に候補者が少ない、というところはある。また、選考した方が翌年、東京の大学に移ってしまったみたいなことが起こる。

・推薦の段階で、どこを代表するか聞いてはどうか。今いる場所と必ずしも代表

する場所が同じではないかもしれない。

④ 主たる活動領域

産業界、医療界、法曹界、教育界など、各実務の現場で業績を有する者について、どの程度選考すべきか。

【選考方針における記載】

大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った候補者（現在の所属機関等に関わらず主な経歴で判断）の確保も考慮する。

【前回分科会における意見概要】

・産業界、法曹界とか実業界の方で、そこの分野では優れているけれども、入ってきて、状況よくわからないまま最初の三年ぐらい過ぎてしまうこともある。学術会議としてどういう活動してほしい人かということも十分に了解した上で、主たる活動領域を考えた方がいい。

・産業界その他については重要であるが、そのアカデミアのことをよくわかってる人でないといけない。

・主たる活動領域については、ダイバーシティの中に入れるのではなく、考慮すべき観点のところで、現場で業績を有する者等を入れる方がしっくりくるのではないか。

（３）選定手続

① 選定手続の透明性

【選考方針における記載】

候補者の選考過程等については、日本学術会議のウェブサイト等を通じて適宜公表する。

【前回分科会における意見概要】

・透明性については、自分が推薦した人が入らなかったのはなぜか、あるいはこの人が入ってきた理由は何かと思った人がいた時に理由が説明できればよい。

・個人が特定できるような情報は外部に公開してはいけないと思う。あくまでも、手続や方針についての透明性、それから、例えば何人から何人に絞ったというような、数字で出せるところを発表するということではないかと思う。

・学術会議がどういうふうにこう会員を選んでいるかをホームページに貼ったとしても、誰も見ないと思う。次の会員はこう選びます、こう推薦が始まりました

とかをアクティブに伝えていくのが重要。

・異議申し立てが出ないような形の、より前提的な透明性が必要。

②　選定手続の公正性

【選考方針における記載】

・選考チーム

業績審査を行った上で、適宜投票の方法により、候補者の定数を上回る数の「優れた研究又は業績がある科学者であると認められる者」の名簿を作成し、候補者選考委員会に提出する。

・候補者選考委員会

名簿を踏まえ、候補者にふさわしいか等の観点からあらためて確認を行い、全体の調整を行った上で、適宜投票の方法により、法附則第４条に規定する「優れた研究又は業績がある科学者と認められる者」125 名を候補者として選考し、日本学術会議会長に提出する。

【前回分科会における意見概要】

・各個人ごとに投票すると、その時にマジョリティである人たちがわかる人しか入ってこないということが想定される。したがって、選考委員会がリストアップした全体に対してこれでいいかという投票方法がいいのではないか。

・学術会議がどうやって会員を選んでいるのかよくわからないと外から言われるので、ちゃんと選んでいるということを説明するには、投票が一番わかりやすい。

・総会でもしリスト一括承認ではなくて、一人一人についての投票をやるのであれば、その選任理由について、もう少し説明して投票するのか、あるいは、総会では難しいということであれば、その前の段階で投票を行うのか、いろいろ可能性があると思うので、諸外国の例も参考にしながら、慎重に検討する必要がある。最初からそういう投票いらない、リストを一括承認でいいということには、これまでの経緯から考えてもなりにくいかと思う。

・リストの事後追認は必要なのかもしれないが、できればそれ以上の意見を反映させるのも必要かと思う。

・みんなで一人一人に投票しても意味がなくて、違う立場のある方が、それぞれ選定をちゃんとしてるかをチェックするとかが現実的ではないか。

・変な人を選んでないということの証明という意味で言うと、選定助言委員会を使う手もある。